

裁 決 書

審査請求人 総代 阪上 武
総代 児玉 正人
総代 島田 清子

処 分 庁 原子力規制委員会

審査請求人らによる平成 31 年 3 月 13 日付けの、処分庁による核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づく関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更の認可及び同項の規定に基づく関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の認可（以下これらを「本件各処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 関西電力株式会社（以下「申請者」という。）は、平成 30 年 6 月 29 日付け関原発第 172 号（同年 11 月 26 日付け関原発第 412 号により一部補正）で、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき、高浜発電所の原子炉施設保安規定の変更認可を申請した。また、同年 6 月 29 日付け関原発第 173 号（同年 11 月 26 日付け関原発第 413 号により一部補正）で、同項の規定に基づき、大飯発電所の原子炉施設保安規定の変更認可を申請した。
- 2 処分庁は、同年 12 月 17 日付け原規規発第 1812176 号及び同日付け原規規発第 1812177 号で、同項の規定に基づき、本件各処分を行った。
- 3 審査請求人らは、平成 31 年 3 月 13 日、審査庁に対し、本件各処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人らの主張の趣旨

審査請求人らは、本件各発電所は、降下火砕物による安全性への影響について、降下火砕物の設計層厚¹を10cmと過小に評価して設計され、設置変更許可を得ており、その結果、本件各処分の申請内容においても、前記過小評価を前提にした非常用ディーゼル発電機のフィルタ交換手順等が定められているため、同フィルタが閉塞する可能性があるところ、処分庁は、本件処分を行う5日前である平成30年12月12日、京都市越畑地点の大山生竹テフラ（以下「DNP」という。）の降灰層厚を約25センチ程度と、前記設置変更許可の際に申請者が前提としていたDNPの降灰層厚を大幅に増加させる認定をした上で、申請者に対し、本件各発電所の降下火砕物の最大層厚を再評価するよう報告徴収命令を発したものであるから、処分庁においても、前記のとおり本件各処分の申請内容の前提が過小評価であるため、前記フィルタが閉塞する可能性があることを十分に知る立場にありながら、本件各処分を行ったものであって、本件各処分は、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）第6条に違反する違法なものである旨主張するようである。

理 由

1 審査請求人らについて

審査請求人らの中には、高浜発電所又は大飯発電所（以下「本件各発電所」という。）から相当離れた地に住所を有する者もあり、審査請求の適格を有するか否か定かではない者もいる。しかしながら、行政庁の違法又は不当な処分に関し、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の趣旨を重視し、当該一部審査請求人らについて審査請求の適格を欠くものとして本件審査請求を却下することはせず、この点について判断を留保した上で、本件審査請求に係る審理を行った。

2 本件各処分の違法性又は不当性に係る主張について

- (1) 審査請求人らは、処分庁が、降下火砕物の設計層厚10cmが確実に過小評価であって、これを前提とした非常用ディーゼル発電機のフィルタ交換手順では同フィルタが閉塞する可能性があることを十分に知る立場にありながら、本件各処分を行ったことは不当であり、設置許可基準規則第6条に違反する旨主張するようである。
- (2) しかしながら、原子炉等規制法は、原子炉施設の設計から運転に至る過程を段階的に区分し、それぞれの段階に対応して、一連の許認可等の規制手続を介在させ、これらを通じて原子炉の利用に係る安全確保を図るという、段階的安全規制の体系を採用している。かかる段階的安全規制のうち、設置（変

¹ 降下火砕物による原子力発電所への影響評価にあたり設定するその堆積量

更) 許可においては前段規制として、申請に係る発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性等が判断される。これに対し、保安規定の(変更)認可を含む後段規制においては、設置(変更)許可処分時において審査された基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性を前提として、発電用原子炉施設を安全に運転、管理するための体制、社内規程類の整備の方針等に問題がないか否かを確認するという仕組みが採られている。

審査請求人は本件各処分が設置許可基準規則第6条に違反する旨主張するようであるが、同規則は上記の段階的安全規制のうち、設置(変更)許可に用いられる基準であり、保安規定変更認可において用いられる基準ではないから、そもそも審査請求人らの上記主張には理由がない。

- (3) なお、念のために付言すれば、各種許認可等の手続きにおいて、新知見に基づく判断を必要とするかどうかは、処分庁が当該新知見の性質等に照らし、科学的、技術的観点から判断すべきものである。

本件各処分を行った時点では、処分庁は京都市越畑地点のDNPの降灰層厚は25cm程度であること、またDNPの噴出規模は既往の研究で考えられてきた規模を上回る10km³以上と考えられることを新知見として認定し、同知見が本件各発電所における敷地の降下火砕物の最大層厚に影響を与え、その結果、原子炉設置変更許可の評価に用いた前提条件に有意な変更が生じる可能性があるため、申請者に同知見を踏まえて本件各発電所の敷地における降下火砕物の最大層厚の報告を命じていたところであるから、当該報告に基づいて本件各処分をするに至っておらず、既許可に係る基本設計等を前提として本件各処分を行ったものである。

この点に関し、処分庁は、本件各発電所については、上記の報告を踏まえた規制上の対応の要否及びその内容が確定するまでの間、保安規定の(変更)認可を含む後段規制について、既許可の原子炉設置(変更)許可に基づき審査を行うこととしていた(平成30年12月12日第47回原子力規制委員会議題4において原子力規制委員会了承)。

これらのことから、本件各処分について、既往の許可処分時において妥当性を確認した基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項を前提として行ったことは適切であり、本件各処分の審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年 月 日

審査庁 原子力規制委員会

(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6

か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。